

福祉国家研究の新たな地平—
埋橋孝文著『現代福祉国家の国際比較』
(日本評論社, 1997年)

新川 敏 光

I

本書は、日本の社会保障研究を国際的な福祉国家研究の水準に対応させようとする野心的な試みである。著者によれば、この国において「外国研究」、「地域研究」は数多くあるが、国際比較の枠組みの中に日本を位置づける試みはほとんどなされてこなかった。その結果として日本の社会保障研究は制度の記述・紹介に偏る傾向があった。こうした問題を克服するために筆者が強調するのが、実証的で分析的な研究、国家施策のみならず福祉社会を視野にいれた研究、人口・家族構造、雇用・労働市場を視野にいれた研究である。各々の論拠として、Esping-Andersenの類型論、Rose & Shiratoriの混合福祉論、Hill & Bramley「福祉の生産モデル」が紹介されている(12~15頁)。

まず第一章ではこれまでの家計構造研究を幾つか紹介し、今後の研究発展にとってLIS(Luxembourg Income Study)データベースの持つ意義と、日本のデータを国際基準にあわせることの必要が指摘されている。第二章では、勤労者家計収入構造の7カ国(日本、韓国、ドイツ、イギリス、イスラエル、台湾、ニュージーランド)比較がなされ、男性世帯主の勤め先

収入への依存度の高さ、社会保障給付の限定性といったわが国の企業社会の特徴を浮き彫りにしている。また日本の貯蓄率の高さは夙に有名であるが、実は自由裁量的貯蓄(貯金、有価証券購入、財産購入)の割合は1974年をピークに年々低下しており、家計のゆとりが失われてきていることが指摘されている。

第三章では、平等社会日本という幻想を説得的に打ち砕いている。オイル・ショック以後の雇用調整、労働市場構造の変化に対応してわが国では所得格差が拡大してきたことは、声高ではないにしろ繰り返し指摘されてきた事実であるが、著者は1980年代のジニ係数(所得不平等を表す指標)の拡大が前半と後半とでは異なる要因によってもたらされたことを指摘する。前半では低・中所得階層間の格差拡大、後半は中・高所得階層間の格差拡大がジニ係数の上昇を引き起こした。前半が雇用調整型、後半がバブル型の格差拡大といえよう。さらに再分配政策(税制・社会保障)効果が極めて小さいことも指摘される。社会保障による再分配効果はほとんど見られず、課税によるそれも限定的なものにすぎない。その結果、1980年時点(日本は1981年)の国際比較では、日本の移転前所得分配は平等社会の名にふさわしいものであるが、再分配後は先進諸国の中で、スイス、アメリカについて

不平等度が高くなっている。

第四～六章では、児童支援政策、片親家庭の生活保障が論じられている。まず第四章では著者の参加した三つの国際プロジェクトが紹介され、それらに共通した方法として多数のモデル家庭を設定し、税、社会保障給付、主要な社会的費目をシミュレーションしていること、ナショナル・インフォーマントを採用していることが挙げられている。次に第五章では、17カ国の「児童支援パッケージ (CBP)」（児童支援のための一連の政策—児童手当、税制上の優遇措置、教育、住宅、保健サービスの現物給付など—）の比較から日本の特徴を明らかにしようとする。日本のCBPの貧しさは、代表的リベラル・タイプの国アメリカと共通した特徴を持っている。企業による家族手当の発達が公的児童手当制度の導入を遅らせた点では、CBPの場合も企業社会モデルに適合的であるが、国・企業の給付をあわせても日本の水準は低く、企業福祉が公的給付の低水準を補完しているとはいえないことが指摘されている。

第六章では、ワン・ペアレント・ファミリーの増加が戦後の福祉国家の一範型であったベヴァリッジ・モデルへの挑戦となっていることが指摘されている。ワン・ペアレント・ファミリーは高齢者家族とともに経済基盤が脆弱であるにとどまらず、税・社会保障の移転後においても貧困が軽減される率が極めて低い。問題は社会保障制度を超えて、そこに反映されている男性稼得中心の社会構造にある。ワン・ペアレント・ファミリーの問題とは実は母子家庭の問題であり、ローン・マザーへの良好な就業機会の提供こそが問題解決の鍵となるが、男性稼得中心のベヴァリッジ・モデルではこうした問題は射程外にある。

日本の場合、欧米に比べてワン・ペアレント・ファミリーは依然少ないが、特徴としてローン・マザーの高い就業率が挙げられる（比較した20カ国中トップ）。しかしわが国における男女賃金格差の大きさは夙に有名であるし、またパート・タイマーの率が上昇していることを考えれば、この数字からわが国におけるローン・マザーへの「良好な就業機会の提供」を結論することはできない。さらに離婚後前夫からの養育費支払いが著しく低いことは、母子家庭の家計維持にとって大きな問題となっている。

以上の統計的分析を踏まえて第七章以下では、日本の福祉国家の国際的位置を探る試みがなされている。自由主義型（自由主義原則と市場福祉を基軸とする）、コーポラティスト型（保険原則と職域福祉）、社会民主主義型（普遍主義原則と国家福祉）という Esping-Andersen の類型論が紹介され、その中で日本がどこに位置するかが検討されるのである。まず脱商品化（市場からの退出の権利化）から見て、日本は中位、すなわちコーポラティスト型に位置する。第二の指標、社会的階層化（社会政策のアウトプット効果）では、保守的階層化の特徴を色濃く持つ一方、自由主義的と見なされる指標でも高い位置にランクされる。さらに他の特徴を見ても、家族福祉への高い依存性はコーポラティスト的、再分配効果や給付水準の限定性では自由主義的というように、日本の特徴は分裂している。

これに雇用保障の観点を導入すると、問題はますます複雑になる。日本は、社会民主主義的ともいえる完全雇用の実現をめざしてきたからである。ここで筆者は雇用と福祉との関係を補完的と代替的とに分け、前者が完全雇用と手厚い福祉国家施策を実現する社会民主主義型であるのに対して、日本の場合完全雇用と控えめな

福祉国家施策を実現する代替型であり、賃金稼得者の福祉国家として特徴づけられるという。

労働と福祉の代替関係を想定すれば、上述のねじれも理解できる。つまり労働市場での第一次所得分配が平等であるため国家の関与する再分配効果は低くなり、失業率が低いことによって社会保障給付レベルの上昇は緩和され、勤労を尊ぶ社会環境では公的扶助へのスティグマは強くなる。他方賃金稼得を反映する社会保障としては、職域ごとの社会保険が最適となる。このように自由主義的性格とコーポラティズム的性格は、労働重視から生じたものと考えられる。

第八章では、雇用問題を福祉国家論の中心に据える Mishra の議論に着目し、彼の提起する福祉国家の三つの一般原理（雇用保障、普遍主義的社会サービス、貧困と基本的最低生活水準）から見て、1970年代末から80年代末までの間に先進諸国の福祉国家体制がどのように変化したのかを俯瞰している。終章はいささか両義的である。筆者は福祉国家の危機の中で日本がワークフェア体制として一つのモデルを提供しているとしながらも、日本モデルの特徴が「後発性利益」に他ならず、急速に失われつつあるものであると指摘する。

II

以上のように本書では、第一～六章において日本福祉体制を統計的に分析し、第七、八章において日本を類型論的に位置づけるといった試みがなされている。統計資料が十分整備されていない中、細心の注意を払いつつ日本福祉国家・社会の特徴を浮き彫りにし、さらに類型論的整理をめざした著者の力量と成果に最大の敬意を表したい。評者が政治学の観点から福祉国家研

究に興味を持ち、日本の社会保障研究を調べたのは10数年前のことであるが、制度の紹介や規範的批判が多く、当時欧米で主流であった政策発展要因の研究がほとんどなされていないことに驚いた記憶がある。われわれ隣接領域から社会保障に接近しようとする者にとって、本書のように国際的スタンダードに適った研究は長らく待ち望んでいたものであった。

評者から見て特に興味深かったのは、所得格差拡大と再分配政策を扱った第三章と日本の類型論的位置づけを検討した第七章である。とりわけ第七章で日本が自由主義型とコーポラティズム型両方の特質があると指摘した上で、雇用保障の点では社会民主主義的ともいえる完全雇用政策が見られると問題の複雑性を明らかにした後、雇用と福祉国家施策の関係を補完的と代替的に分け、日本の事例を後者と捉えるところから一気に矛盾を解消していく手際の鮮やかさは、強く印象に残った。

しかしまた本書は優れた野心作であることによって、幾つかの重要な課題を示唆することになった。まず統計的分析がややもすると各国の相違点の指摘に終始し、そこにどのような理論的含意があるのかが十分説明されていないきらいがある。序章において、Esping-Andersen, Rose & Shiratori, Hill & Bramley の議論が導入されてはいるものの、そこから著者独自の理論枠組を設定し、本書の意図を仮説化するまでにはいたっていない。本書に見え隠れする日本企業社会論（もしくは賃金稼得者の福祉国家論でもよいが、その場合オーストラリア、ニュージーランドとの区別が必要となる）をモデルとして精緻化することも、一つの道であったように思われる。

類型論に関していえば、むしろ問題の大きさ

が確認されたように思われる。まず技術的な問題をいえば、一国を類型論の中に位置づけようとするとき、その国の社会保障の最大支出項目を検討する必要がないのだろうか。評者がここで念頭に置いているのは、いうまでもなく年金と医療である。本書の関心からして医療は除くとしても、年金は所得維持政策の要である。のみならず、筆者がその重要性を認めながら多くを語らない混合福祉の典型として、日本の年金制度は位置づけられる。この点からしても、年金への言及がないのが惜しまれる。

本書が浮き彫りにする日本型福祉国家の特徴は、男性稼得者中心・企業依存の雇用保障と社会保障ということになるが、それ自体は企業社会日本のイメージに適合的であり、何の違和感もない。しかしこれが筆者のいうように、「第4のレジーム・タイプ」(165頁)を構成するといえるのだろうか。ワークフェアからの接近は、日本が自由主義・保守主義・社会民主主義、各々の特徴を持つことに一貫した説明を与えてくれるが、それがEsping-Andersenの類型論からすれば混合型であることにいささかの変わりもない¹⁾。

そもそもEsping-Andersenの類型論の中には第4の類型を設定する基準がない。一元的尺度は脱商品化のみであり、そこではコーポラティズム類型は中間型として抽出されるにすぎない。一つの尺度から三つの理念型を導出する無理を補うため、彼は社会的階層化指標を導入するが、それは一元的尺度ではなく、脱商品化指標から導出した三つの類型を特徴づけ、固定化しようとするものにすぎない²⁾。したがって日本が単なる混合型ではなく、三つの類型につぐ第4のタイプであると主張するなら、新たな尺度を設定し(仮にワークフェアとしよう)、それ

が既存の三つの類型を損なわず、第4の類型を追加するものであることを明らかにする必要がある。

しかし類型論は必要に応じて複数存在して当然であるし、Esping-Andersenの類型論の中で日本を新たな類型として位置づける必要があるのかどうか、まず問われるべきであろう³⁾。

「必要に応じて」とは、いうまでもなく理論的仮説によって要請される必要という意味である。類型論それ自体を自己目的化するのではなく、何のための類型なのか、その理論的含意を常に明らかにしていく必要がある。この文脈において、昨今のジェンダーからの福祉国家の見直しは、大いに参考になる⁴⁾。

また本書では経済のグローバリゼーション、高齢化という今日福祉国家再編を要請する最も重要な課題への言及がほとんど見られず、福祉国家の動態把握が弱いように感じられた。これはむしろ評者を含む政治学者こそが取り組まなければならない課題であるが、とりわけ雇用と社会保障の相互関連を考察するには政治過程を含む動態分析が必要と思われる。この観点からすれば、筆者のいう「ワークフェア体制としての日本モデル」(190頁)は、将来的にはいうまでもなく現時点においてもモデルとしての有効性を失っているのではあるまいか。

さらにいえば、筆者が日本モデルの特徴を「後発性利益」によるものと考え、それが急速に失われつつあると主張することに違和感を感じた。そもそも日本モデルの特徴を「後発性利益」と捉えるのであれば、それは端から先進福祉国家の代替モデルたりえないし、また筆者が直線的発展論の否定としてEsping-Andersenの類型論を高く評価する以上(10~11頁)、こうした議論はいささか不用意ではないかと思われる。

以上本書に触発されて、幾つかの疑問を提示してみた。一つ一つが大きな問題であるが、本書はこうした問題に挑戦しうる地平を切り開いた優れた業績として評価されよう。

参考文献

- 1) G. Esping - Andersen, "Introduction/Epilogue to Japanese Edition: the Distinctiveness of the Japanese Welfare State", unpub-

lished paper.

- 2) 新川敏光「批判的政治経済学の探求」『レビューアサン』16号（1995）参照。
- 3) 宮本太郎「比較福祉国家の理論と現実」阿沢・宮本編『比較福祉国家論』（法律文化社，1997）参照。
- 4) Diana Sainsbury, ed. *Gendering Welfare States* (London: Sage, 1994) 等参照。
(しんかわ・としみつ 北海道大学教授)